



2026年5月22日

各 位

会 社 名 ANAホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 芝田 浩二  
(コード番号 9202 東証プライム)  
問合せ先 グループ総務部長 鷹野 慎太郎  
(TEL. 03-6748-1001)

### 業績連動型株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定時株主総会におけるご承認を前提とし、導入しております株式報酬制度「BBT (=Board Benefit Trust)」(以下「現行BBT制度」といいます。)を、交付する株式に退任までの間の譲渡制限を付す、新たな業績連動型株式報酬制度「BBT-RS (=Board Benefit Trust-Restricted Stock)」(以下「本制度」といいます。)に改定することを決議し、本制度に関する議案を2026年6月26日開催の第81回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することといたしました。また、本株主総会において本制度への改定をご承認いただくことを条件として、本制度の対象者に取締役を兼務しない執行役員を追加することを決議しておりますので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 改定の背景及び目的

当社は、2015年6月29日開催の第70回定時株主総会において取締役(社外取締役を除きます。以下同じとします。)に対する現行BBT制度の導入についてご承認いただき、今日に至っております(当該定時株主総会における決議を「原決議」といいます。)

現行BBT制度は、中期経営戦略に定める業績目標達成度に応じて、ポイントが付与され、退任時にポイントに応じた数の株式が交付されるものです。すなわち、在任中はポイントのままであるため、株主総会での議決権行使、配当金の受取りは行えず、ポイントであるが故に株価上昇によるメリットを享受できない、または株価下落リスクを受けない点で株式価値を株主の皆様と完全に共有する制度とはなっておりませんでした。

今般、当社取締役会は、取締役及び取締役を兼務しない執行役員(以下「取締役等」といいます。)の在任中から、中期経営戦略に定める業績目標達成度に応じて、譲渡制限を付して株式を交付し、株主の皆様とより近い目線を持ちながら中長期的な業績と企業価値向上への更なる意識付けができる本制度へ移行すること、交付する株式の数の上限を見直すことを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。なお、譲渡制限期間は、原則として、取締役等の退任時までとします。

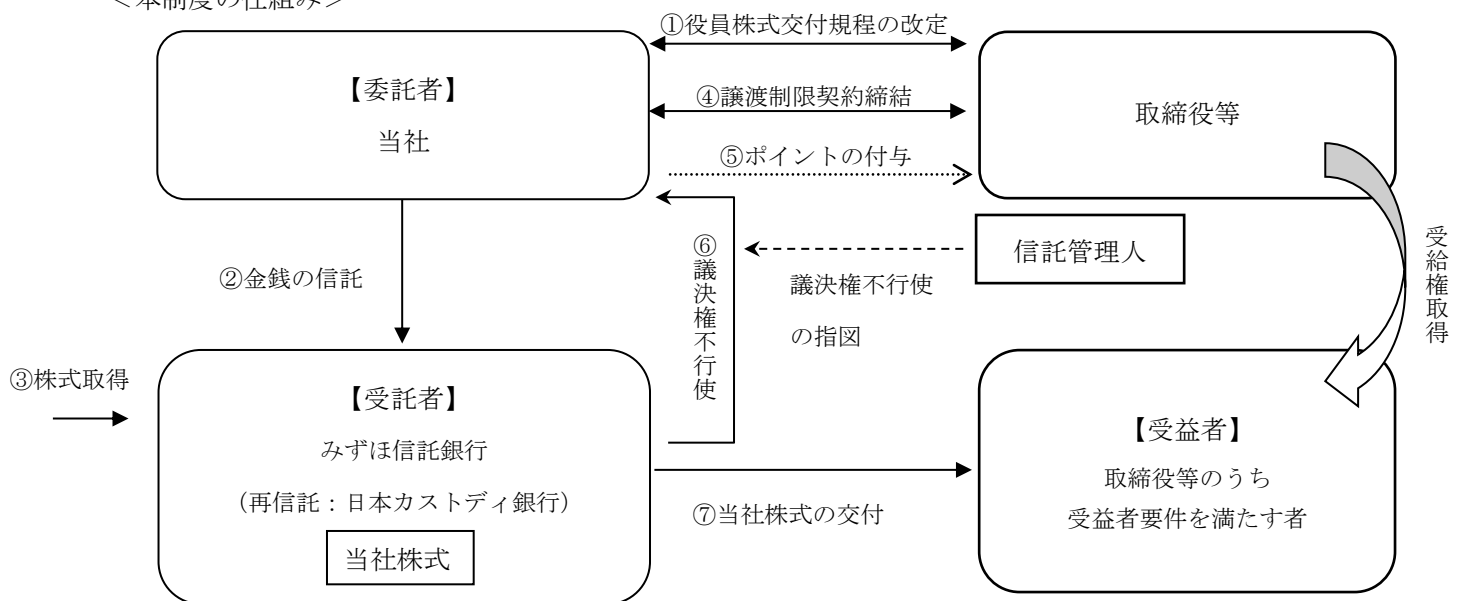
## 2. 本制度の概要

### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、現行 BBT 制度に基づき設定されている信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、役員株式交付規程に従って、当社株式が本信託を通じて交付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とします。取締役等が在任中に当社株式の交付を受ける場合、取締役等は、当社株式の交付に先立ち、当社との間で下記 3. のとおり、包括的譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に交付を受けた当社株式については、原則として、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、本制度への改定に伴い、本株主総会終結の時点で在任する取締役等に対して現行 BBT 制度において付与済みのポイントについては、本制度への改定をご承認いただくことを条件として、本制度におけるポイントに移行することとし、当該取締役等は、本株主総会終結後における所定の時期に、移行後のポイントに基づき、当社株式の交付を受けることとします。当該取締役等に交付される株式についても、上記包括的譲渡制限契約に基づき、譲渡等による処分が制限されることとなります。

#### <本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式交付規程」を改定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて、または当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 取締役等は、当社との間で、在任中に交付を受けた当社株式について、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限される旨及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社は、役員株式交付規程に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、毎年一定の時期に取締役等のうち役員株式交付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を交付します。

## （２）本制度の対象者

取締役（社外取締役を除きます。）及び取締役を兼務しない執行役員

## （３）信託期間

2016年2月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式交付規程の廃止等により終了します。）

## （４）信託金額

当社は、現行BBT制度に基づき、交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定しております。当社は、原決議により承認を受けた範囲内で、現行BBT制度に基づき、交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が先行して取得するための資金を拠出しております。本信託は、改定後の本制度に基づく信託として存続するものといたします。

なお、原決議においては、当社が信託に拠出する金銭についての上限を設けておりましたが、本制度を当社の中長期的な企業価値向上に向けた適切なインセンティブとして機能させるべく、株価の変動が信託により取得する株式数に与える影響を考慮し、当社が信託に拠出する金銭についての上限を設けないこととします。

本株主総会で、本制度への改定をご承認いただくことを条件として、当社は、2027年3月末日で終了する事業年度から2029年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「BBT-RS当初対象期間」といい、BBT-RS当初対象期間及びBBT-RS当初対象期間の経過後に開始する取締役会が都度あらかじめ定める期間（原則として中期経営戦略の対象期間と連動します。）の期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として、現行BBT制度を本制度に改定します。なお、取締役等への当社株式の交付を行うため、現行BBT制度に基づき当社が

拠出した資金を原資として本信託が取得し、信託財産内に残存する当社株式及び金銭を、本制度への改定後は、本制度に基づく交付の原資に充当することといたします。

また、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への交付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する交付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく交付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出の要否及び追加拠出額を判断するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

#### （５）本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（４）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて、または当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することといたします。

なお、対象期間ごとに取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記（６）のとおり、180,000 ポイント（うち取締役分 120,000 ポイント、取締役を兼務しない執行役員分 60,000 ポイント）に当該対象期間に係る事業年度の数を乗じた数であるため、BBT-RS 当初対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は 540,000 株となり、以降の各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は 180,000 株に当該対象期間に係る事業年度の数を乗じた数となります。一例として、取締役会が対象期間を 5 事業年度と定めた場合、当該対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は 900,000 株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたしません。

#### （６）取締役等に交付される当社株式の数の上限

取締役等には、役員株式交付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。当社が、各対象期間につき取締役等に付与することができるポイント数の上限は、1 事業年度当たり 180,000 ポイント（うち取締役分 120,000 ポイント、取締役を兼務しない執行役員分 60,000 ポイント）とするため、180,000 ポイントに当該対象期間に係る事業年度の数を乗じた数といたします。このため、BBT-RS 当初対象期間については 540,000 ポイント（うち取締役分 360,000 ポイント、取締役を兼務しない執行役員分 180,000 ポイント）が上限となります。また、一例として、取締役会が以降の対象期間を 5 事業年度と定めた場合、当該対象期間については 900,000 ポイント（うち取締役分 600,000 ポイント、取締役を兼務しない執行役員分 300,000 ポイント）が上限となります。

これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（７）の当社株式の交付に際し、1 ポイント当たり当社普通株式 1 株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て、または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数、または換算比率について合理的な調整を行います。）。

#### (7) 当社株式等の交付

受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められるポイントに応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から交付を受けます。

なお、取締役等が在任中に当社株式の交付を受ける場合、取締役等は、当社株式の交付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、包括的譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に交付を受けた当社株式については、原則として、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合、または在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、交付を受ける権利を取得できないこととします。

#### (8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

#### (9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式交付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

#### (10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式交付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

### 3. 取締役等に交付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

取締役等が在任中に当社株式の交付を受ける場合、取締役等は当社株式の交付に先立ち、当社との間で、以下の内容を含む包括的譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の交付を受けるものとします）。ただし、株式交付時点において取締役等が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を交付することがあります。

#### (1) 譲渡制限の内容

取締役等は、当社株式の交付を受けた日から当社ならびに中核子会社の全日本空輸株式会社（以下「全日空」といいます。）の取締役等たる全ての地位から退任し、かつ中期経営戦略の業績が確定する日までの間、交付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

## (2) 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記(3)の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

## (3) 譲渡制限の解除

取締役等が、当社ならびに全日空の取締役及び執行役員たる全ての地位から正当な理由により退任し、かつ中期経営戦略の業績が確定した場合、当該時点において譲渡制限の全部、または一部を解除すること

当社の取締役を兼務しない執行役員が、当社ならびに全日空の取締役を兼務しない執行役員たる全ての地位を退任後に当社ならびに全日空の取締役に就任し、かつ中期経営戦略の業績が確定した場合、当該時点において譲渡制限の全部または一部を解除すること

## (4) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役等が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

## <ご参考>

当社グループの中期経営戦略に定める業績目標の達成のために、全日空の取締役及び同社の取締役を兼務しない執行役員についても上記の譲渡制限付株式を交付する予定です。

以上